

京都市プール制検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社団法人京都市保育園連盟（以下「連盟」という。）が運営する京都市民間保育園職員給与運用事業について、市長の諮問に応じ、調査・審議し、同事業の在り方について意見を述べるため、京都市プール制検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 委員会は、委員11名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、連盟の理事その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員その他委員長が適当と認める者を構成員とする作業部会を設置することができる。

(議事)

第5条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、原則公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月14日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。